

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ◆ 保育三団体被災地支援募金へのご協力のお願ひ …………… 1
- ◆ 令和元年台風第 19 号における FAQ(第 2 版) …………… 2
- ◆ キッズ・ゾーンの設定の推進について（内閣府・厚生労働省） …………… 3

## ◆保育三団体被災地支援募金へのご協力のお願ひ

令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨並びに台風第 19 号による被害を受けた地域の皆さまにおかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

全国保育協議会では、被災地情報の把握に努めるとともに、被災地の保育所等および保育活動等を支援するための募金を、令和元年 11 月 8 日に保育三団体協議会（全国私立保育園連盟、日本保育協会、全国保育協議会）で共同実施することの確認がなされました。

つきましては、募金へのご協力について、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、台風第 19 号にかかる義援金については、私立保育所における委託費から支出することが可能です。その場合、都道府県、指定都市または中核市との協議を行う必要がありますので、ご留意ください。

詳細は、資料 1-1、1-2 をご参照ください。

### 保育三団体被災地支援募金

募金期間：令和元年 11 月 12 日（火）～令和 2 年 1 月 31 日（金）

金融機関：三菱UFJ銀行 浅草橋支店（店番号：069）

口座番号：普通預金 0483326

口座名義：公益社団法人 全国私立保育園連盟  
保育三団体被災地支援募金  
会長 小林 公正（コバヤシ コウセイ）

窓口では「**保育三団体被災地支援募金**」で振込手続きが可能です

- ※ 領収書の発行については、令和元年度保育三団体協議会事務局（全国私立保育園連盟）宛に別添「領収書発行依頼書」により、FAX または E-mail 等でお知らせください。
- ※ 領収書は募金期間終了後、入金記録等を集約した上で、令和元年度保育三団体協議会事務局より発送いたします。お急ぎの場合は別途ご連絡ください。
- ※ 誠に恐れ入りますが、お振込手数料は、ご負担いただきますようお願い申し上げます。

<本件（振込や領収書発行等）に関するご連絡先>  
全国私立保育園連盟 事務局  
TEL.03-3865-3880 / FAX.03-3865-3879 / E-mail : ans@zenshihoren.or.jp

<全国保育協議会事務局連絡先>  
全国保育協議会 事務局（社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部 内）  
TEL.03-3581-6503 / FAX.03-3581-6509 / E-mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

## ◆令和元年台風第 19 号における FAQ(第 2 版)

内閣府より標記 FAQ が公表され、私立保育所に係る委託費から義援金を支出することが可能とされています。

詳細は、資料 2 をご参照ください。

（令和元年台風第 19 号における FAQ（第 2 版）抜粋）

6

問 施設型給付費等から義援金を出すことは可能か。

答

施設型給付費等は個人給付（法定代理受領）であるため、使途制限がないことから、給付費から義援金を支出することは差し支えありません。

また、私立保育所に係る委託費に関しては、委託費から義援金を支出することは、通常、「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 27 年 9 月 3 日 3 府省局長連名通知）の対象外となりますが、特例として、法人運営に支障を来さない範囲内で、都道府県、指定都市又は中核市に協議を行った上で支出することは差し支えありません。

なお、今般の災害義援金は、施設型給付費等や委託費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましいと考えております。

## ◆キッズ・ゾーンの設定の推進について (内閣府・厚生労働省)

去る5月に、滋賀県大津市において、保育所外の移動中に園児が交通事故により亡くなるという大変痛ましい事故が発生し、その後も子どもが被害者となる交通事故が発生しています。

政府では、相次ぐ交通事故の発生を受け、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」が開催され、6月18日に「未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策」を決定したところです。

当該対策に基づく施策として、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、今般、小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンに準ずるキッズ・ゾーンを創設するとともに、「平成31年度厚生労働省交通安全業務計画」の改訂を予定しています。

キッズ・ゾーンを設定する目的や手順等は、別添の資料3をご参照ください。

なお、行政等と連携し、地域の実情に合わせ、キッズ・ゾーンの設定についてご検討いただくとともに、キッズ・ゾーンの創設に当たっては、警察庁、国土交通省が出す通知等(資料3の後半に添付)もご参照いただくよう、お願い申し上げます。

### キッズ・ゾーンの概要

- 保育所、保育所型認定こども園等を中心に原則500mの範囲
- キッズ・ゾーンの範囲の設定は市町村の福祉部局等が主体で実施
- 設定にあたっては、道路管理者、都道府県警察と協議